

芦屋市条例第 2 6 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和 5 9 年芦屋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 2 6 条 （略） 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 2 9 条 第 1 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第 3 2 条第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7	（寄附金税額控除） 第 2 6 条 （略） 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項（<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 2 9 条 第 1 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第 3 2 条第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 4 8 条の 9 の 7

改正後	改正前
に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号並びに第30条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると	に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると

改正後	改正前
ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除く。次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第58条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (略) （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年</u>	ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第58条第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (略) （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第30条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者</u>

改正後	改正前
<u>最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第13条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者</u>	<u>（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u>

改正後	改正前
<u>であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>２ 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>３ 第１項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第１項又は同条第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に</u>	(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (4) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>２ 前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条</u>

改正後	改正前
規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （固定資産税の免税点） 第71条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第13条 <u>平成30年度以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第21	の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （固定資産税の免税点） 第71条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第13条 <u>平成30年度から令和9年度まで</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合

改正後	改正前
条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第１４条の３ 平成２２年度から令和２５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和１２年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第２２条及び第２５条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２ （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第１４条の４ 第２６条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第２２条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３３条第１項、附則第３４条第１項、附則第３５条第１項、附則第３８条第１項、附則第３９条第１項、附則第３９条の２第１項又は附則第４０条第１項の規定の適用を受けるときは、第２６条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（<u>法附則第５条の６第３項又は第４項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含	における第２１条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第１４条の３ 平成２２年度から令和２０年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第４１条第１項に規定する居住年が平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第２２条及び第２５条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２ （略） （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第１４条の４ 第２６条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第２２条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３３条第１項、附則第３４条第１項、附則第３５条第１項、附則第３８条第１項、附則第３９条第１項、附則第３９条の２第１項又は附則第４０条第１項の規定の適用を受けるときは、第２６条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（<u>法附則第５条の６第２項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定め

改正後	改正前
む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、<u>法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、第26条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （読替規定） 第16条 （略） 2 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項若しくは第30項から第32項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第16条の2 （略） 2 （略） 3 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 4 <u>法附則第15条第21項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 5 <u>法附則第15条第21項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合	るところにより計算した金額とする。 第15条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （読替規定） 第16条 （略） 2 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項若しくは第31項から第33項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第16条の2 （略） 2 （略） 3 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 4 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 5 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 6 <u>法附則第15条第23項第1号</u>に規定する条例で定める割合

改正後	改正前
は3分の2とする。 7 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 8 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 9 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 10 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 11 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 12 <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 13 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 14 <u>法附則第15条第27項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 15 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	は3分の2とする。 7 <u>法附則第15条第23項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 8 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 9 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 10 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 11 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 12 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 13 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 14 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 15 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 16 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 17 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 19 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

改正後	改正前
<u>1 6</u> (略) <u>1 7</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 6 条の 3 (略) 2 ～ 1 4 (略)	<u>2 0</u> (略) <u>2 1</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 6 条の 3 (略) 2 ～ 1 4 (略) <u>1 5 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> <u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> <u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後</u> <u>に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することがで</u>

改正後	改正前
<u>1 5</u> (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第36条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。	<u>きなかつた理由</u> <u>1 6</u> (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第36条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

改正後	改正前
3 (略) 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u>	3 (略)

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条第1項ただし書、第30条の2及び第30条の3の改正規定並びに附則第13条の改正規定及び附則第14条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第71条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第26条第2項の改正規定並びに附則第14条の4の改正規定、附則第15条の2の改正規定及び附則第36条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第30条の3第1項の規定によ

る申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の芦屋市市税条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第14条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第36条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第36条第1項の土地等の譲渡について適用する。
（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和7年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第71条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。